

南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにスワジランド産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びに <u>エスワティニ</u> 産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則	南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びに <u>スワジランド</u> 産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティン並びに <u>エスワティニ</u> 産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 3 検査及び消毒の確認 （1）低温処理施設において消毒が行われる場合 ア [略] イ 輸出検査の確認 （ア） [略] （イ）（ア）の検査の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときは、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及び <u>エスワティニ</u> 農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。 ウ [略]	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティン並びに <u>スワジランド</u> 産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 3 検査及び消毒の確認 （1）低温処理施設において消毒が行われる場合 ア [略] イ 輸出検査の確認 （ア） [略] （イ）（ア）の検査の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときは、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及び <u>スワジランド</u> 農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。 ウ [略]

(2) [略] 6 輸入検査 (1)～(3) [略] (4) チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。 ア [略] イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及び <u>エスワティニ</u> 農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。	(2) [略] 6 輸入検査 (1)～(3) [略] (4) チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。 ア [略] イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及び <u>スワジランド</u> 農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。
---	---